

千葉県警察行方不明者対策管理システム運用要領の制定について

平成 26 年 3 月 28 日
例規（生総）第 12 号
千葉県警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 26 年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

千葉県警察行方不明者対策管理システム運用要領

第 1 趣旨

この要領は、千葉県警察行方不明者対策管理システム（以下「行方不明者システム」という。）の運用に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、「行方不明者システム」とは、千葉県警察情報管理システムを利用して行う、行方不明者等に関する情報の運用・管理の処理を行うためのシステムをいう。

第 3 運用体制

1 運用主管課

行方不明者システムの運用を主管する所属は、生活安全部生活安全総務課とする。

2 総括運用責任者

総括運用責任者は、生活安全部生活安全総務課長をもって充てる。

3 運用所属

運用所属は、別に定めるもののほか、生活安全部各課、刑事部捜査第一課、刑事部鑑識課及び署をいう。

4 運用管理者

運用所属に、行方不明者システムの適正かつ円滑な運用のため運用管理者を置き、所属長をもって充てる。

5 取扱責任者

行方不明者システムの取扱責任者は、県本部の所属にあつては警部以上の階級にある者（同相当職の一般職員を含む。）の中から運用管理者が指定するもの、署にあつては生活安全課長（刑事生活安全課長を含む。）をもって充てる。

第 4 利用ファイル

総務部情報管理課のファイルサーバに、利用ファイルとして行方不明者情報管理に関する基本台帳を置くものとする。

第 5 利用権の付与及び解除

1 運用管理者は、別表の利用権付与基準に従い、行方不明者システムの利用権を付与するものとする。

- 2 運用管理者は、人事異動等により利用権付与対象者に変更が生じた場合には、前1の手順に準じ、速やかに利用権の付与又は解除を行うものとする。

第6 操作方法

行方不明者システムの操作方法については、別に定めるところによる。

第7 運用上の留意事項

- 1 行方不明者システムの運用に当たっては、個人情報保護、目的外使用の禁止等情報管理対策の徹底を図るものとする。
- 2 取扱責任者は、随時行方不明者システムの入力、引継ぎ、その他状況を確認し、当該システムの適正な運用に努めるものとする。

以下別表省略